

## 平成22年度 第1回「東村山市公共交通を考える会」会議次第

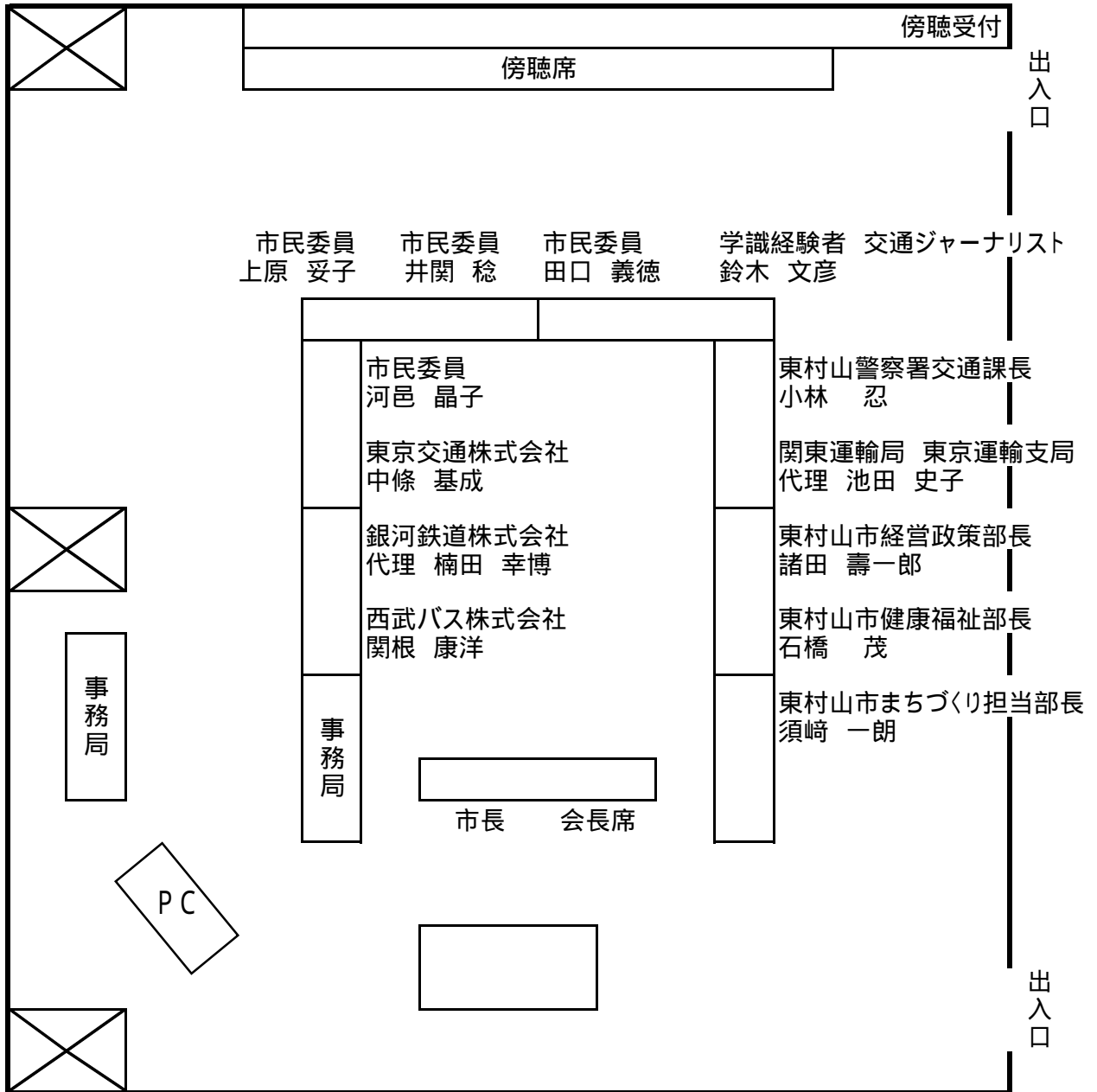
日 時 平成22年8月11日(水)  
午後2時30分～  
会 場 いきいきプラザ3階  
マルチメディアホール

1. 委嘱状交付式 . . . (進行) 都市環境部交通課長  
まちづくり担当部長挨拶  
委員の委嘱  
都市環境部交通課職員紹介  
委員自己紹介  
会長・副会長の選出
2. 確 認 . . . (進行) 会長  
会議の公開について  
傍聴希望者の確認
3. 市長挨拶
4. 会議の目的  
設置要領の説明
5. コミュニティバスの現状  
既存路線の説明
6. 新たな公共交通の仕組みづくり  
交通ジャーナリスト鈴木氏講演  
「新たな公共交通の仕組みづくり」
7. 意見交換
8. その他(今後のスケジュール等)
9. 閉 会

「東村山市公共交通を考える会」委員名簿

資料1

	区分	氏名	備考
1	一般旅客自動車運送事業者	せきね やすひろ 関根 康洋	西武バス(株)経営企画部経営企画課長
2	一般旅客自動車運送事業者	やまもと ひろあき 山本 宏昭	銀河鉄道(株)
3	一般旅客自動車運送事業者	なかじょう もとなり 中條 基成	東京交通(株)
4	一般市民及び利用者代表	かわむら あきこ 河邑 晶子	
5	一般市民及び利用者代表	うえはら やすこ 上原 妥子	
6	一般市民及び利用者代表	いせき みのる 井関 稔	
7	一般市民及び利用者代表	たくち よしのり 田口 義徳	
8	学識経験者その他考える会が必要と認める者	すずき ぶみひこ 鈴木 文彦	交通ジャーナリスト
9	交通管理者	こばやし しのぶ 小林 忍	警視庁東村山警察署交通課長
10	関東運輸局長又はその指名する者	いがらし やすお 五十嵐 康夫	関東運輸局 東京運輸支局首席運輸企画専門官
11	市長又はその指名する者	もろた じゅいちろう 諸田 壽一郎	経営政策部長
12	市長又はその指名する者	いしばし しげる 石橋 茂	健康福祉部長
13	市長又はその指名する者	すざき いちろう 須崎 一朗	まちづくり担当部長



## 東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針

平成 21 年 5 月 25 日市長決裁・制定

### (目的)

第 1 この指針は、東村山市情報公開条例(平成 10 年条例第 28 号。以下「情報公開条例」という。)第 20 条に規定する情報提供施策のひとつとして附属機関等の会議を公開することにより、市政への市民参加を推進し、市政の透明性、公平性を向上させるため、必要な事項を定めるものである。

### (対象)

第 2 この指針の対象とする附属機関等とは、東村山市附属機関等の設置及び運営に関する要綱 平成 13 年東村山市訓令第 1 号 第 2 条第 3 項に規定する附属機関等をいう。

### (会議開催の周知)

第 3 附属機関等の庶務を担当する組織の長(以下「庶務担当課長」という。)は、会議の開催に当たっては公開・非公開の別にかかわらず、当該会議開催日のおおむね 2 週間前に、次の各号をイベント情報登録システムに登録して市のホームページに掲載するとともに、「会議開催のお知らせ」(参考様式 1)を情報コーナー及び図書館に配架するものとする。

- (1) 会議名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 会議の公開又は非公開の別
- (6) 会議の全部又は一部を非公開とする場合においては、その理由
- (7) 傍聴手続方法と傍聴者の定員及び希望者が定員を超えた場合の処置
- (8) 担当所管名(問合せ先)
- (9) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、会議を緊急に開催する必要性が生じたとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

### (会議の公開)

第 4 附属機関等の会議は、条例の規定により非公開とされている場合を除き公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長が会議に諮って決定することにより、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 情報公開条例第 6 条各号に規定する非公開情報を含む内容について審議等を行う場合

## 資料 3

- (2) 会議を公開することにより、委員の率直な発言と意見交換に支障が生じるなど、公正かつ円滑な議事運営が損なわれるおそれがある場合
- 2 附属機関等は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

### (公開の方法等)

- 第5 附属機関等の会議の公開は、これを傍聴させることにより行う。
- 2 附属機関等は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- 3 附属機関等は、会議の議題を記載した会議次第を傍聴者に配付又は会場内に掲示するものとする。
- 4 附属機関等は、会議を公開するにあたり、傍聴に係る手続及び遵守事項(参考様式2)を定めるものとする。
- 5 附属機関等は、前項の規定に基づき定めた内容について、会場入り口に掲示する等の方法により傍聴者に周知するものとする。

### (会議録の作成)

- 第6 附属機関等の庶務担当課長は、審議経過等が明確となるように、会議の公開、非公開に関わらず、速やかに会議録(参考様式3)を作成しなければならない。
- 2 会議録は、当該会議録に係る会議に出席した附属機関等の委員全員もしくは委員を代表して会長が内容を確認した後に確定するものとする。

### (会議録等の公表)

- 第7 附属機関等の庶務担当課長は、公開により開催された会議の会議録及び会議資料(以下「会議録等」という。)を情報コーナー及び図書館へ配架するとともに、市のホームページへ掲載して公表する。ただし、情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報が記載された部分は公表しない。
- 2 非公開により開催された会議の会議録等の公開については、情報公開条例の定めるところによる。
- 3 附属機関等の庶務担当課長は、委員の個人情報(氏名、職業、地位、会議の出欠、会長等の別等)を市のホームページ等で提供する場合は、方法及び内容について、事前に当該委員の了承を得るものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

この指針は、公布の日(平成21年6月1日)から施行する。

## 東村山市公共交通を考える会の傍聴に関する定め

(平成22年8月11日決定)

### 第1 目的

この定めは、東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針第5第4項の規定に基づき、東村山市公共交通を考える会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 傍聴者の決定等

- 1 傍聴者の定員は10人以内とする。ただし、10人を超える傍聴が可能と会長が認めるときは、この限りでない。
- 2 傍聴希望者は、会場入口の受付において自己の氏名を記入し、事務局職員の指示に従って着席しなければならない。
- 3 傍聴希望者数が定員を超える場合は、先着順により傍聴者を決定する。

### 第3 傍聴することができない者

次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴者以外の者
- (2) 危険物を所持している者、酒気を帯びている者、その他審議を妨害し又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

### 第4 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明してはならない。
- (2) 会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。
- (3) 会場内で食事及び喫煙をしてはならない。
- (4) 会場内で写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用してはならない。
- (6) 傍聴により知り得た発言委員氏名を、インターネットや広報誌等で公表してはならない。発言委員氏名を広く公にすると、外部からの圧力等により委員の率直な意見交換に支障が生じるおそれがあるため。

### 第5 秩序の維持

- 1 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局職員に指示させることができる。

## 資料 4

- 2 会長は、前項の指示に傍聴者が従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

### 第 6 その他

この定めに定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

### 附 則

この定めは、平成 22 年 8 月 11 日の会議において決定し、同日から施行する。

# 資料 5

平成 22 年 6 月 30 日設定

平成 22 年 8 月 11 日改正

## 東村山市公共交通を考える会設置要領

### 第 1 設置

東村山市コミュニティバス（以下「グリーンバス」という。）運行事業について、持続可能な地域交通として事業の充実を図ることを目的に、今後の事業のあり方やその課題等について検討するため、東村山市公共交通を考える会（以下「考える会」という。）を設置する。

### 第 2 所掌事項

考える会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) グリーンバス運行事業に対するの要望・意見・問題点等に関する事。
- (2) グリーンバス現行路線の運行形態（運賃・ダイヤ等）に関する事。
- (3) 前 2 項に掲げるもののほか、グリーンバス運行事業の改善、その他運行に関し必要な事項に関する事。

### 第 3 構成

1 考える会は、次の各号に掲げる 13 人以内の委員をもって構成する。

- (1) 市長又はその指名する者 3 人
- (2) 一般旅客自動車運送事業者 3 人
- (3) 一般市民及び利用者代表 4 人
- (4) 学識経験者その他考える会が必要と認める者 1 人
- (5) 交通管理者 1 人
- (6) 関東運輸局長又はその指名する者 1 人

2 前項第 3 号の一般市民の委員については、公募による。

### 第 4 委員の任期

1 委員の任期は、平成 22 年 8 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。



## 資料 5

ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第 5 会長及び副会長

- 1 考える会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、考える会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

### 第 6 会議

- 1 考える会は、会長が招集する。
- 2 考える会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 考える会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、やむを得ない理由のため考える会に出席できないときは、第 3 第 1 項第 1 号に規定する委員を除き、あらかじめ書面をもって、同一の団体又は機関に所属するものを代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

### 第 7 関係者の出席

会長は、必要に応じて、関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### 第 8 謝礼

考える会に出席した委員で、必要があると認められるものに対しては、謝礼を支払うことができる。

### 第 9 庶務

考える会の庶務は、都市環境部交通課において行う。

## 資料 5

### 第 10 委任

この要領に定めるもののほか、考える会の運営に関して必要な事項は、会長が考える会に諮って定める。

### 第 11 適用

この要領は、平成 22 年 8 月 1 日から適用する。